議会だより

第3回臨時議会
平成二〇年五月十九日

平成20年第3回西粟倉村議会臨時会は、去る5月19日開催され、専決処分の承認を求める議案と国民健康保険税条例の一部改正の議案が審議され可決されました。

主な内容は次のとおりです。

《専決処分の承認》

4月30日、衆議院で再可決された税制関連法案のうち、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、村税条例の改正を同日付けで行ったものです。

◎西粟倉村税条例の一部を改正する条例

個人住民税における寄附金（ふるさと納税）について、寄附金の一部を個人住民税の控除の対象とし、所得控除から税額控除とする。

個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度が新設されること等。

国民健康保険税の一部改正

◎後期高齢者医療制度の開始に伴い、後期高齢者支援金等が新たに制度化され、課税額を変更するもの。上限額や所得に応じた減額幅について税額が変更されました。

農業委員会委員の選挙が行われます

本年7月19日に満期終了を迎える西粟倉村農業委員会委員の一般選挙は、来る7月1日（火）告示、7月6日（日）投票の統一選挙として執行されます。

農業委員会は、農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持その他農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的努力によって総合的に解決していくことを目的とする機関です。

本村では、選挙で選ばれる委員10名と、農業協同組合が推薦した理事又は組合員1名、議会が推薦した学識経験者で村長が選任した委員1名の計12名で組織されています。任期は3年で、委員は全員非常勤の特別職の地方公務員となります。

《選挙権及び被選挙権の要件》

○村内に住所を有する者であること

○選挙権は選挙人名確定日である3月31日現在で満20歳以上であること、但し被選挙人は選挙日において20歳以上であること

○10アール以上の農地の耕作を営むなど、一定以上の耕作要件を満たす者

《成年被後見人や禁固刑以上の刑に処されその執行を終わるまでの者などは除外要件です》

森の村振興公社からのお知らせ

黄金泉　日本古来の湯

【蓬　湯】…6／1（日）～9（月）

蓬（よもぎ）は草餅や草だんごの材料として親しまれるほか、葉の裏の灰白色の綿毛を乾燥させたものは「モグサ」と呼ばれ、お灸として利用されてますが、入浴にも使われてきました。

血行を促進させるため、肩こりや腰痛、神経痛をやわらげる働きがあるそうです。

今回は、施設周辺のヨモギ採取・天日干しした完全自家製です。

【6月感謝祭】

平日先着50名様、土、日先着100名様ギボウシ佃煮プレゼント!!

6月10日（火）は定休日となります。